

引き上げ分に係る地方消費税収の用途の明確化について

消費税率（国・地方）は、平成26年4月1日より5%から8%に、令和元年10月1日より8%から10%に引き上げられ、消費税の増収分（社会保障財源分）については、全て社会保障施策に要する経費に充てるとされています。

令和2年度下諏訪町一般会計決算における充当状況については、以下のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金（社会保障財源分）

157,519 千円

【歳出】 社会保障4経費及びその他社会保障施策に要する経費

（単位：千円）

区分		決算額	財源内訳					
			特定財源				一般財源	
			国庫 支出金	県支出金	町債	その他	地方消費税 交付金	その他
社会福祉	社会福祉総務費	178,502	31,070	45,743	0	20,045	9,891	71,753
	障害者福祉費	392,146	174,403	90,329	0	4,634	14,877	107,903
	老人福祉費	718,213	0	47,153	0	2,551	80,997	587,512
	地域支援事業費	69,609	0	0	0	45,594	2,909	21,106
	老人福祉センター費	13,735	0	0	0	1,554	1,476	10,705
	災害応急費	15	0	0	0	0	2	13
保健衛生	保健衛生総務費	4,499	0	0	0	0	545	3,954
	母子衛生費	18,234	1,309	0	0	0	2,051	14,874
	成人病検診費	26,883	0	466	0	7,102	2,340	16,975
	予防費	39,584	1,202	0	0	0	4,650	33,732
	健康づくり推進事業費	3,764	0	385	0	760	317	2,302
	高浜健康温泉センター費	322,063	0	0	0	12,852	37,464	271,747
合計		1,787,247	207,984	184,076	0	95,092	157,519	1,142,576

※各事業の地方消費税交付金（社会保障財源化分）充当額は、各事業費の一般財源額で按分